

令和6年度

第1回

尼崎市国民健康保険運営協議会

令和6年11月26日

尼崎市役所 市議会棟 西会議室

尼崎市

(余 白)

令和6年度 第1回

尼崎市国民健康保険運営協議会 次第

日 時：令和6年11月26日（火） 午後1時30分～
場 所：尼崎市役所 市議会棟 西会議室

1 開 会

2 保健局長あいさつ

3 委員紹介

4 当局職員紹介

5 議 事

会長・副会長の選任について

6 報 告

(1) 尼崎市国民健康保険事業の概況について

(2) 令和5年度尼崎市国民健康保険事業費会計の財政状況について

(3) 兵庫県下における保険料水準の統一に向けた進捗状況について

尼崎市国民健康保険運営協議会委員名簿

区分	氏名	委嘱年月日	推薦団体等
公益代表	道中 隆	令和6年9月1日	関西国際大学
	波田 弥生	令和6年9月1日	園田学園女子大学
	日置 啓子	令和6年9月1日	尼崎市民生児童委員協議会連合会
被保険者代表	高橋 和義	令和6年9月1日	公 募
	野嶋 厚志	令和6年9月1日	公 募
	寺井 利一	令和6年9月1日	選 任
療養担当者代表	原 秀憲	令和6年9月1日	尼崎市医師会
	井波 眞紀子	令和6年9月1日	尼崎市歯科医師会
	中村 祥子	令和6年9月1日	尼崎市薬剤師会
被用者保険代表	宗和 恭志	令和6年9月1日	健康保険組合

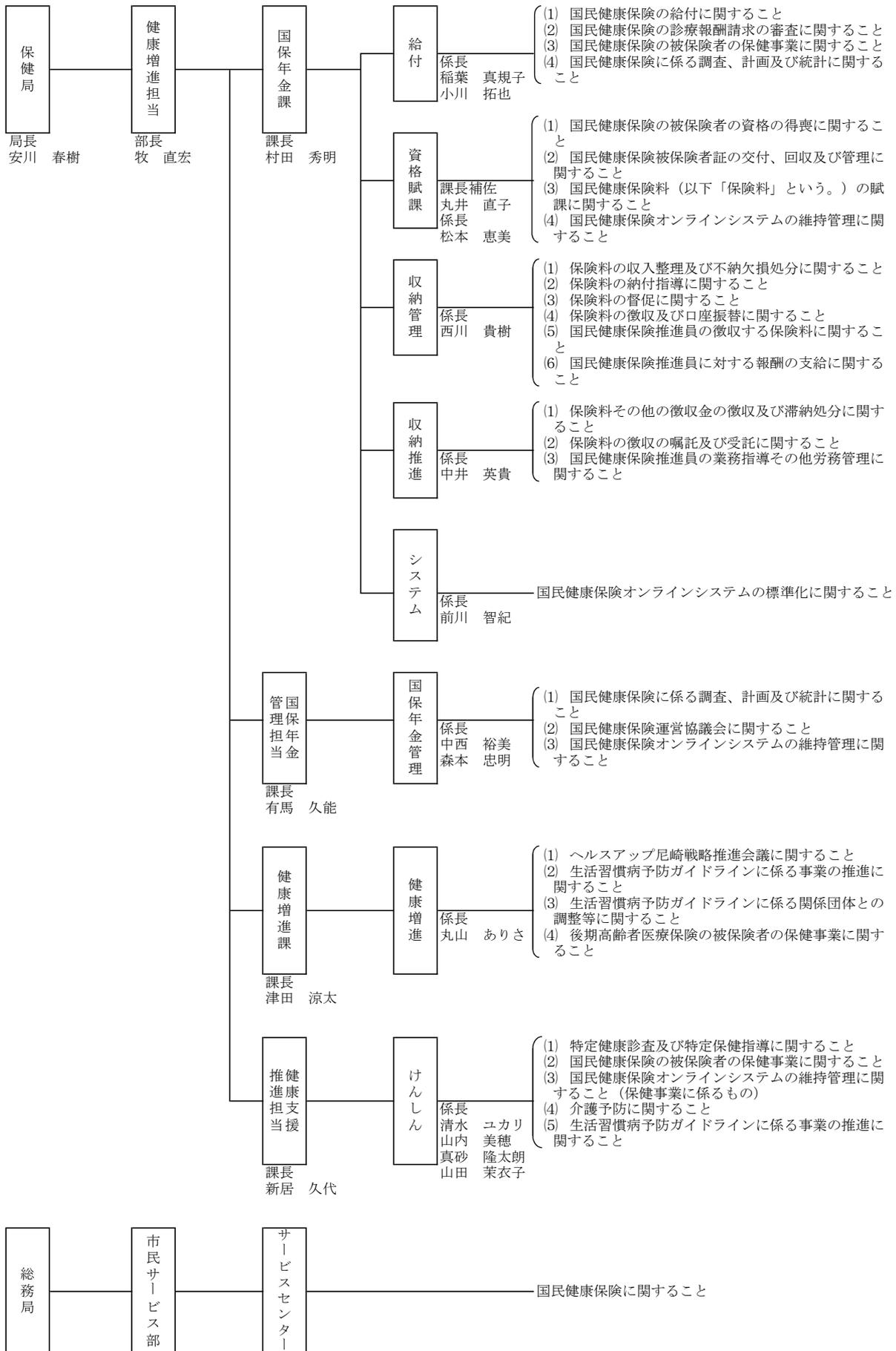
定数 10人

任期 3年（令和6年9月1日～令和9年8月31日）

会長

副会長

尼崎市国民健康保険組織図及び分掌事務



国民健康保険運営協議会に関する法律、条例等の抜粋

◎ 国民健康保険法

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

- 第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第82条の2第1項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第4章の規定による保険給付、第76条第1項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 3 前2項に定める協議会は、前2項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第1項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。
- 4 前3項に規定するもののほか、第1項及び第2項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

注 重要事項（昭和34年1月27日保発第4号通達）

*一部負担金の割合 *保険料の賦課方法 *保険給付の種類及び内容の変更等

◎ 国民健康保険法施行令

(国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織)

- 第3条 法第11条第1項に定める協議会（第5項において「都道府県協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第7条第3項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。）を代表する委員をもつて組織する。
- 2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の2分の1以上当該数以内の数とする。
- 3 法第11条第2項に定める協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。
- 4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。
- 5 都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第5条第1項において「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。

(委員の任期)

- 第4条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

- 第5条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

- 2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

◎ 尼崎市国民健康保険条例

(協議会の委員の定数等)

第2条 国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第11条第2項の規定により同項に規定する協議会として設置される尼崎市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 被保険者を代表する委員 3人
- (2) 健康保険法(大正11年法律第70号)第64条に規定する保険医又は同条に規定する保険薬剤師を代表する委員 3人
- (3) 公益を代表する委員 3人
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)第7条第3項に規定する被用者保険等保険者を代表する委員 1人

2 委員は、前項各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(協議会の招集等)

第2条の2 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 委員の4分の1以上の者から協議会の招集の請求があったときは、会長は、これを招集しなければならない。

3 協議会は、次に掲げる要件の全てを満たす場合でなければ、会議を開くことができない。

- (1) 委員の半数以上が、出席し、かつ、議決に加わることができること。
- (2) 前条第1項各号に掲げる者のうちから委嘱された委員のそれぞれ1人以上が、出席し、かつ、議決に加わることができること。

4 前項の規定にかかわらず、協議会は、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、会議を開くことができる。

- (1) 第7項の規定により議決に加わることができない者が委員の半数を超えること又は同一の事件について再度招集してもなお出席した委員で議決に加わることができるものが委員の半数に達しないこと。
- (2) 前項第2号に掲げる要件

5 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

6 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

7 委員は、自己又はその父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の利害に関係する議事に参与することができない。ただし、協議会の同意があったときは、当該議事に係る会議に出席し、発言することができる。

8 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

9 会長は、会議終了後、速やかに、議事の次第及び出席した委員の氏名を市長に報告しなければならない。

(協議会の運営の細目)

第2条の3 前2条に規定するもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

(協議会の招集の特例)

3 最初に招集される協議会は、第2条の2第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

過去の尼崎市国民健康保険運営協議会 開催実績

〈令和2年度〉

- 第1回（11月開催）
- 議事 (1) 副会長の選出について
(2) 葬祭費の支給額に係る尼崎市国民健康保険条例の改正について（答申）
- 報告 (1) 尼崎市国民健康保険事業の概況について
(2) 令和元年度国民健康保険事業決算について
(3) その他

〈令和3年度〉

- 第1回（9月開催）
- 議事 (1) 会長・副会長の選出について
(2) 出産育児一時金の支給額に係る尼崎市国民健康保険条例の改正について（諮問）
- 報告 (1) 尼崎市国民健康保険事業の概況について
(2) 令和2年度国民健康保険事業費の決算見込みについて

- 第2回（10月開催）
- 議事 (1) 出産育児一時金の支給額に係る尼崎市国民健康保険条例の改正について（答申）
(2) その他

〈令和4年度〉

- 第1回（12月開催）
- 議事 出産育児一時金の支給額に係る尼崎市国民健康保険条例の改正について
- 報告 (1) 兵庫県の保険料水準の統一に向けた現状について
(2) 尼崎市国民健康保険事業の概況について
(3) 令和3年度尼崎市国民健康保険事業費会計の決算について

〈令和5年度〉

- 第1回（11月開催）
- 議事 副会長の選出について
- 報告 (1) 尼崎市国民健康保険事業の概況について
(2) 尼崎市国民健康保険事業費会計の財政状況について

第1 市町村国保の現状

市町村国保は他制度と比較すると、年齢構成が高く、1人当たりの医療費水準が高いほか、加入者の保険料負担も高くなっている。

これは、医療費の総額は被保険者数の減少等の影響を受けて減少傾向にあるものの、被保険者1人当たりの医療費については、高齢化や医療の高度化を背景に増加傾向にあり、一方で無職者や非正規雇用者等の低所得者の加入割合が高いという構造的な問題を抱えているためである。

R3年度	市町村国保（全国）	尼崎市国保	協会けんぽ	組合健保
加入者数 (R4年3月末)	2,537万人 (1,690万世帯)	9.0万人 (6.3万世帯)	4,027万人 〔被保険者2,507万人〕 〔被扶養者1,519万人〕	2,838万人 〔被保険者1,641万人〕 〔被扶養者1,197万人〕
65～74歳の割合	45.2%	41.6%	8.2%	3.5%
1人当たり医療費	39.5万円	42.4万円	19.4万円	17.1万円
1人当たり平均保険料	8.9万円 (13.5万円/世帯)	8.4万円 (12.2万円/世帯)	12.2万円 (19.6万円/人【被保険者】)	13.5万円 (23.2万円/人【被保険者】)

第2 尼崎市国民健康保険事業の概況

1 加入状況

(1) 世帯数、被保険者数等（令和6年4月1日現在）

総世帯数	国保加入世帯数	加入率	総人口	国保加入人口	加入率
226,702世帯	58,055世帯	25.6%	453,811人	81,702人	18.0%

(2) 世帯数及び被保険者数の推移（各年4月1日現在）

	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
世帯数	63,381世帯	63,576世帯	62,524世帯	60,261世帯	58,055世帯
被保険者数	93,556人	92,884人	90,440人	85,911人	81,702人

(3) 資格得喪の推移（各年度4-3月累計）

	転入-転出	社保離脱-加入	生保廃止-開始	出生-死亡	後期離脱-加入	その他	計
R2年度	101人	3,248人	△411人	△303人	△3,235人	△72人	△672人
R3年度	12人	2,804人	△447人	△363人	△4,329人	△121人	△2,444人
R4年度	422人	1,563人	△413人	△356人	△5,564人	△181人	△4,529人
R5年度	162人	1,994人	△432人	△341人	△5,469人	△123人	△4,209人

2 保険給付

(1) 給付割合

- ① 未就学児 8割
- ② 就学後～69歳の者 7割
- ③ 70歳～74歳の一定以上所得の者 7割
- ④ 70歳～74歳の③以外の者 8割

(2) 給付状況

① 療養給付費

被保険者の疾病または負傷を治療するために必要な、診察・薬剤の支給・処置、手術その他の治療等の療養の給付を行う。

【給付実績（一般+退職）】		※過誤調整後の実績額	
年度	件数	1件当り給付額	給付額
R3決算	1,580,918件	18,012円	28,475,447千円
R4決算	1,562,611件	17,758円	27,748,785千円
R5決算	1,517,065件	17,859円	27,093,254千円
R6予算	1,467,091件	17,977円	26,374,626千円

② 療養費

やむを得ない理由で保険証を提示せずに全額自己負担で治療を受けた場合や、コルセット等の補装具を購入した場合等に、療養費を支給する。

【給付実績（一般+退職）】		※過誤調整後の実績額	
年度	件数	1件当り給付額	給付額
R3決算	57,516件	7,573円	435,584千円
R4決算	57,032件	7,406円	422,362千円
R5決算	54,866件	7,508円	411,920千円
R6予算	52,385件	7,589円	397,549千円

③ 高額療養費

1ヵ月に支払った医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、その超えた分を高額療養費として支給する。限度額は年齢・所得により異なる。

【給付実績（一般+退職）】

※過誤調整後の実績額

年 度	件 数	1件当り給付額	給 付 額
R3決算	74,683件	56,672円	4,232,471千円
R4決算	73,734件	54,570円	4,023,701千円
R5決算	71,244件	56,731円	4,041,729千円
R6予算	71,757件	57,442円	4,121,849千円

④ 高額介護合算療養費

医療費が高額になった世帯内に介護保険の受給者がいる場合、国保と介護保険の月間の限度額を適用後、残る年額を合算して限度額を超えた場合、その超えた分を高額介護合算療養費として支給する。限度額は年齢・所得により異なる。

【給付実績（一般+退職）】

※過誤調整後の実績額

年 度	件 数	1件当り給付額	給 付 額
R3決算	154件	30,601円	4,713千円
R4決算	165件	27,445円	4,528千円
R5決算	186件	26,622円	4,952千円
R6予算	144件	30,993円	4,463千円

⑤ 出産育児一時金

被保険者が出産したとき、出産育児一時金として48万8千円（産科医療補償制度の対象となる場合は、同制度に対する掛金の1万2千円を上乗せした50万円）※を支給する。

※令和5年3月までに出産した場合は、40万8千円（産科医療補償制度の対象となる場合は、同制度に対する掛金の1万2千円を上乗せした42万円）の支給。

【給付実績】

年 度	件 数	給 付 額
R3決算	364件	142,129千円
R4決算	392件	131,431千円
R5決算	322件	125,947千円
R6予算	346件	173,000千円

⑥ 葬祭費

被保険者が死亡したとき、葬祭を行った者に対し、葬祭費として5万円を支給する。

【給付実績】

年 度	件 数	単価	給 付 額
R3決算	635件	50,000円	30,850千円
R4決算	596件	50,000円	29,732千円
R5決算	557件	50,000円	27,850千円
R6予算	572件	50,000円	28,600千円

⑦ 結核・精神医療付加金

感染症予防法第37条の2、障害者総合支援法第58条(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者の通院医療に限る。)の該当医療費について、費用の5%又は自己負担額のいずれか少ない額を支給する。

【給付実績】

年 度	件 数	1件当り給付額	給 付 額
R3決算	24,523件	1,318円	32,325千円
R4決算	26,397件	1,309円	34,562千円
R5決算	27,172件	1,299円	35,291千円
R6予算	28,944件	1,281円	37,084千円

⑧ 傷病手当金

給与等の支払いを受けている被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染する等により勤務ができず、給与等の支払いを受けることができなかった場合、次の算定式で算定した額を支給する。(適用期間：令和2年1月1日から令和5年5月7日までの間)

$$\text{支給額} = (\text{直近3か月の給与収入の合計額} \div \text{就労日数}) \times 2/3 \times (\text{対象日数})$$

【給付実績】

年 度	件 数	1件当り給付額	給 付 額
R3決算	91件	89,844円	8,176千円
R4決算	386件	30,166円	11,644千円
R5決算	115件	22,130円	2,545千円
R6予算	-	-	3,500千円

3 保健事業

(1) あんま・マッサージ・はり・きゅう施術費

被保険者が市指定の施術所で治療を受けたとき、あんま・マッサージ、はり・きゅうの施術費の一部助成を行う（年間12回）。

大人（6歳以上）：1,000円/回　　小人（6歳未満）：500円/回

【給付実績】

年度		件数	給付額	給付額(計)
R3決算	大人	12,803件	12,803,000円	12,815千円
	小人	24件	12,000円	
R4決算	大人	11,651件	11,651,000円	11,657千円
	小人	12件	6,000円	
R5決算	大人	10,815件	10,815,000円	10,815千円
	小人	0件	0円	
R6予算	大人	10,462件	10,462,000円	10,467千円
	小人	9件	4,500円	

(2) 特定健康診査・特定保健指導

健康診査とその結果に基づく保健指導により、被保険者の健康寿命の延伸と、結果としての医療費適正化に資するため、特定健診受診率及び特定保健指導実施率の向上を目指す。

【特定健診受診率】

年度	尼崎市	全国	兵庫県
R3決算	31.4%	36.4%	33.0%
R4決算	31.3%	37.5%	34.2%
R5決算	30.8%	-	-
R6予算	42.0%	-	-

※全国は翌年に公表
 ※兵庫県の令和5年度の数值は11月頃公表
 ※令和5年度決算の数值は法定報告値
 ※「-」…公表なし

【特定保健指導実施率等】

年度		尼崎市	全国	兵庫県
R3決算	実施率	61.4%	-	-
	完了率	39.1%	27.9%	28.9%
R4決算	実施率	58.9%	-	-
	完了率	39.0%	28.8%	30.0%
R5決算	実施率	58.5%	-	-
	完了率	40.0%	-	-
R6予算	実施率	90.0%	-	-
	完了率	60.0%	-	-

※全国は翌年に公表
 ※兵庫県の令和5年度の数值は11月頃公表
 ※令和5年度決算の数值は法定報告値
 ※「-」…公表なし

4 保険料

(1) 保険料及び賦課限度額

賦課期日：4月1日 徴収回数及び納期(普通徴収)：10回(6月から3月までの毎月末)

賦課割合：所得割 47%、均等割 37%、平等割 16%

① 医療分

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
所得割	100分の7.56	100分の7.56	100分の7.44	100分の8.16	100分の8.16
均等割	26,256円	28,068円	28,956円	28,980円	29,736円
平等割	17,796円	18,432円	18,852円	18,576円	18,780円
賦課限度額	630,000円	630,000円	650,000円	650,000円	650,000円

② 支援金分

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
所得割	100分の2.76	100分の2.76	100分の2.76	100分の3.12	100分の3.24
均等割	9,120円	10,092円	10,320円	10,956円	11,652円
平等割	6,180円	6,624円	6,720円	7,020円	7,368円
賦課限度額	190,000円	190,000円	200,000円	220,000円	240,000円

③ 介護分

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
所得割	100分の2.64	100分の2.64	100分の2.76	100分の3.24	100分の3.36
均等割	10,548円	10,812円	12,096円	12,312円	12,576円
平等割	5,232円	5,340円	5,964円	6,036円	6,144円
賦課限度額	170,000円	170,000円	170,000円	170,000円	170,000円

(2) 令和6年度保険料

① 医療分

$$\begin{aligned}
 & \text{所得割額} & & \text{均等割額} & & \text{平等割額} \\
 & \boxed{\text{R6年度算定用所得額} \times 8.16\%} & + & \boxed{29,736\text{円} \times \text{加入者数}} & + & \boxed{18,780\text{円}} \\
 & & & & & = \text{保険料年額 (65万円を超えるときは65万円)}
 \end{aligned}$$

② 支援金分

$$\begin{aligned}
 & \text{所得割額} & & \text{均等割額} & & \text{平等割額} \\
 & \boxed{\text{R6年度算定用所得額} \times 3.24\%} & + & \boxed{11,652\text{円} \times \text{加入者数}} & + & \boxed{7,368\text{円}} \\
 & & & & & = \text{保険料年額 (24万円を超えるときは24万円)}
 \end{aligned}$$

③ 介護分

$$\begin{aligned}
 & \text{所得割額} & & \text{均等割額} & & \text{平等割額} \\
 & \boxed{\text{R6年度算定用所得額} \times 3.36\%} & + & \boxed{12,576\text{円} \times \text{加入者数}} & + & \boxed{6,144\text{円}} \\
 & & & & & = \text{保険料年額 (17万円を超えるときは17万円)}
 \end{aligned}$$

(3) 保険料収納対策及び収納率等

新たな滞納を発生させないという考えから、本市国保では保険料の口座振替を推奨しており、これまでから、①ペイジー口座振替受付サービス、②口座振替利用の原則化、③収納委託業者における口座振替の加入勧奨や、④Web 口座振替受付サービスの導入などを行ってきた。加えて、納付環境整備の観点から、令和3年1月より電子マネー決済サービス（「LINE Pay」、「Pay Pay」等）を導入しているところである。

令和5年度からは、滞納処分の強化を目的とした新たな取組として、①早期の滞納解消に向けたSMS（ショートメッセージサービス）催告や、②滞納処分を効率よく行うための電子照会による財産調査を実施し、令和6年度からは口座振替キャンペーンを実施し、期日前納付を推進する中で収納率の向上を図っている。

【保険料収納率（現年度）】

年度	尼崎市	全国	兵庫県
R3決算	95.33%	94.24%	95.09%
R4決算	94.36%	94.14%	94.64%
R5決算	94.24%	未公表	94.84%
R6予算	95.99%	-	-

【口座振替収納割合率（現年度）】

年度	尼崎市	兵庫県
R3決算	51.57%	54.68%
R4決算	50.70%	-
R5決算	52.63%	-

※「-」…公表なし

(4) 保険料の収納状況（令和5年度 決算）

	(単位：千円)	①	②	③	④+⑤	⑥	①-②-⑥	②÷①
区分		調定額	収納額 (純収入)	調定外過誤納金 (還付未済額)	収納額 (過誤納含む)	不納欠損額	収入未済額	収納率
現年度分		7,985,695	7,525,454	21,337	7,546,790	-	460,242	94.24%
滞納繰越分		1,185,209	231,247	558	231,805	206,204	747,758	19.51%
合計		9,170,904	7,756,700	21,894	7,778,595	206,204	1,208,000	84.58%

(5) 保険料の軽減措置（法定軽減）

賦課基準となった年の世帯の合計総所得が、国の軽減基準に該当するとき、保険料の均等割額及び平等割額を軽減する。（軽減割合：7割、5割、2割）

令和4年度からは、未就学児（6歳未満）の保険料の均等割額を軽減しており（軽減割合：5割）、令和6年1月からは産前産後被保険者の保険料の所得割額及び均等割額を減額している。

【軽減実績】 令和5年度決算

軽減割合	件数	1件当たり軽減額	軽減額
7割	23,656件	59,009円	1,395,923千円
5割	9,199件	49,988円	459,843千円
2割	6,429件	19,745円	126,942千円
合計	39,284件	50,471円	1,982,708千円
未就学児	2,448件	10,412円	25,489千円
産前産後	161件	5,838円	940千円

(6) 保険料の減免措置（自主減免）

申請に基づき、保険料の一般減免（①火災等による被災、②失業・廃業、③所得激減、④65歳以上の旧被扶養者に該当する場合）及び特別減免（保険料が算出所得の20%を超える場合）を実施する。

【減免実績】 令和5年度決算

区分	件数（世帯数）	1件当たり減免額	減免額	
一般減免	被災	7件	42,857円	300千円
	失業・廃業	5,583件	34,204円	190,962千円
	所得激減	263件	53,506円	14,072千円
	旧被扶養	522件	2,285円	1,193千円
	計	6,375件	132,852円	206,527千円
特別減免	11,907件	7,288円	86,780千円	
合計	18,282件	16,043円	293,307千円	

※減免額は、旧被扶養減免に係る国庫補助額(14,521千円)を除いた金額

(8) 収入階層、世帯人数別 保険料 (法定軽減・特別減免後)

(単位：円)

給与収入 (所得)	年度	4人世帯		3人世帯		2人世帯		1人世帯	
		介護分2人		介護分2人		介護分2人		介護分1人	
		未就学児なし		未就学児なし		未就学児なし		未就学児なし	
		保険料	対前年増減	保険料	対前年増減	保険料	対前年増減	保険料	対前年増減
98 (43) 万円以下	H29	67,306	746	54,999	407	42,692	668	26,821	377
	R1	58,603	771	47,991	717	37,379	663	23,178	357
	R2	57,537	△ 1,066	46,925	△ 1,066	36,313	△ 1,066	22,537	△ 641
	R3	61,392	3,855	49,945	3,020	38,498	2,185	23,808	1,271
	R4	63,844	2,452	52,062	2,117	40,280	1,782	24,870	1,062
	R5	64,794	3,402	52,814	2,869	40,834	2,336	25,161	1,353
	R6	66,891	2,097	54,476	1,662	42,061	1,227	25,874	713
100 (45) 万円	H29	112,188	1,248	91,674	1,182	71,160	1,116	44,706	630
	R1	97,680	1,284	79,992	1,194	62,304	1,104	38,634	594
	R2	95,904	△ 1,776	78,216	△ 1,776	60,528	△ 1,776	37,566	△ 1,068
	R3	102,390	6,486	83,250	5,034	64,170	3,642	39,684	2,118
	R4	106,416	4,026	86,778	3,528	67,140	2,970	41,454	1,770
	R5	108,000	1,584	88,032	1,254	68,064	924	41,940	486
	R6	111,498	3,498	90,804	2,772	70,110	2,046	43,128	1,188
200 (132) 万円	H29	236,776	3,339	262,639	3,819	238,024	3,741	219,694	3,348
	R1	208,273	162	231,000	632	209,775	524	192,964	90
	R2	202,936	△ 5,337	224,863	△ 6,137	203,638	△ 6,137	187,357	△ 5,607
	R3	207,756	4,820	230,904	6,041	208,009	4,371	190,534	3,177
	R4	210,820	3,064	235,138	4,234	211,573	3,564	193,189	2,655
	R5	222,421	11,601	247,055	11,917	223,094	11,521	204,331	11,142
	R6	226,646	4,225	251,983	4,928	227,151	4,057	207,715	3,384
300 (202) 万円	H29	407,305	5,788	410,196	6,066	379,425	5,967	339,744	5,238
	R1	358,415	110	361,191	360	334,659	225	292,872	△ 720
	R2	349,128	△ 9,287	351,372	△ 9,819	324,840	△ 9,819	281,196	△ 11,676
	R3	356,840	7,712	358,923	7,551	330,303	5,463	285,432	4,236
	R4	361,743	4,903	364,215	5,292	334,758	4,455	288,972	3,540
	R5	382,246	20,503	358,285	△ 5,930	354,747	19,989	314,748	25,776
	R6	389,304	7,058	364,473	6,188	360,678	5,931	320,940	6,192
400 (276) 万円	H29	567,877	8,163	537,106	8,064	506,335	7,965	466,872	9,648
	R1	499,981	△ 171	473,449	△ 306	440,556	△ 588	393,216	△ 1,608
	R2	486,832	△ 13,149	458,400	△ 15,049	423,024	△ 17,532	377,100	△ 16,116
	R3	496,471	9,639	468,468	10,068	430,308	7,284	381,336	4,236
	R4	502,600	6,129	473,143	4,675	436,248	5,940	384,876	3,540
	R5	532,237	29,637	502,285	29,142	472,333	36,085	422,196	37,320
	R6	541,678	9,441	510,637	8,352	479,596	7,263	430,164	7,968
500 (356) 万円	H29	705,077	10,323	674,306	10,224	643,535	10,125	596,472	12,528
	R1	619,788	△ 1,188	584,412	△ 1,368	549,036	△ 1,548	501,696	△ 2,568
	R2	597,456	△ 22,332	562,080	△ 22,332	526,704	△ 22,332	480,780	△ 20,916
	R3	610,308	12,852	572,148	10,068	533,988	7,284	485,016	4,236
	R4	618,480	8,172	579,204	7,056	539,928	5,940	488,556	3,540
	R5	659,357	40,877	629,405	50,201	590,604	50,676	538,356	49,800
	R6	670,238	10,881	639,197	9,792	602,208	11,604	548,244	9,888

第3 尼崎市国民健康保険事業費会計の財政状況

1 令和6年度 当初予算

【歳入】 (単位:千円)		①	②	③	③-①	③-②
費目		R5 当初予算	R5 現計予算	R6 当初予算	差引	差引
保険料	現年度分	7,819,948	7,710,162	7,563,756	△ 256,192	△ 146,406
	滞納繰越分	316,759	316,759	298,879	△ 17,880	△ 17,880
	計	8,136,707	8,026,921	7,862,635	△ 274,072	△ 164,286
国庫支出金	災害臨時特例補助金	0	0	0	0	0
	制度関係補助金	0	0	40,348	40,348	40,348
	計	0	0	40,348	40,348	40,348
県支出金	普通交付金	31,748,685	33,178,685	31,184,550	△ 564,135	△ 1,994,135
	特別交付金等	950,235	847,395	1,215,454	265,219	368,059
	健康増進補助金	0	0	7,472	7,472	7,472
	計	32,698,920	34,026,080	32,407,476	△ 291,444	△ 1,618,604
基金財産収入	2,172	2,146	7,221	5,049	5,075	
一般会計繰入金	4,748,128	4,971,903	4,870,253	122,125	△ 101,650	
基金繰入金	356,638	356,638	276,888	△ 79,750	△ 79,750	
繰越金	0	354,441	0	0	△ 354,441	
諸収入	179,509	188,416	218,761	39,252	30,345	
歳入合計	46,122,074	47,926,545	45,683,582	△ 438,492	△ 2,242,963	

【歳出】 (単位:千円)		①	②	③	③-①	③-②
費目		R5 当初予算	R5 現計予算	R6 当初予算	差引	差引
総務費		1,033,782	1,045,168	1,405,384	371,602	360,216
保険給付費	療養給付費	26,886,134	28,291,134	26,374,626	△ 511,508	△ 1,916,508
	療養費	394,381	419,381	397,549	3,168	△ 21,832
	高額療養費	4,144,711	4,144,711	4,121,849	△ 22,862	△ 22,862
	高額介護合算療養費	11,120	11,120	4,463	△ 6,657	△ 6,657
	移送費	109	109	99	△ 10	△ 10
	審査支払手数料	85,330	85,330	84,364	△ 966	△ 966
	出産育児一時金	193,000	193,000	173,000	△ 20,000	△ 20,000
	葬祭費	33,900	33,900	28,600	△ 5,300	△ 5,300
	結核・精神医療付加金	36,149	36,149	37,084	935	935
	傷病手当金	10,000	10,000	3,500	△ 6,500	△ 6,500
計	31,794,834	33,224,834	31,225,134	△ 569,700	△ 1,999,700	
国保事業費納付金	医療分	8,688,135	8,688,135	8,431,243	△ 256,892	△ 256,892
	支援金分	2,782,733	2,782,733	2,780,058	△ 2,675	△ 2,675
	介護分	1,088,908	1,088,908	1,071,479	△ 17,429	△ 17,429
	計	12,559,776	12,559,776	12,282,780	△ 276,996	△ 276,996
保健事業費	582,558	582,558	605,887	23,329	23,329	
基金積立金	3,346	130,654	7,221	3,875	△ 123,433	
諸支出金	146,778	382,555	156,176	9,398	△ 226,379	
予備費	1,000	1,000	1,000	0	0	
歳出合計	46,122,074	47,926,545	45,683,582	△ 438,492	△ 2,242,963	

2 令和5年度決算

【歳入】 (単位：千円)		①	②	③	④-①	④-②
費目		R5 当初予算	R5 現計予算	R5 決算	差引	差引
保険料	現年度分	7,819,948	7,710,162	7,546,790	△ 273,158	△ 163,372
	滞納繰越分	316,759	316,759	231,805	△ 84,955	△ 84,955
	計	8,136,707	8,026,921	7,778,595	△ 358,113	△ 248,327
国庫支出金	災害臨時特例補助金	0	0	0	0	0
	制度関係補助金	0	0	535	535	535
	計	0	0	535		
県支出金	普通交付金	31,748,685	33,178,685	32,044,555	295,870	△ 1,134,130
	特別交付金	950,235	847,395	839,996	△ 110,239	△ 7,399
	健康増進補助金	0	0	4,368	4,368	4,368
	計	32,698,920	34,026,080	32,888,919	189,999	△ 1,137,161
基金財産収入		2,172	2,146	2,143	△ 29	△ 3
一般会計繰入金		4,748,128	4,971,903	4,773,278	25,150	△ 198,626
基金繰入金		356,638	356,638	385,222	28,584	28,584
繰越金		0	354,441	354,442	354,442	1
諸収入		179,509	188,416	198,189	18,680	9,773
歳入合計		46,122,074	47,926,545	46,381,322	259,248	△ 1,545,223

【歳出】 (単位：千円)		①	②	③	④-①	④-②
費目		R5 当初予算	R5 現計予算	R5 決算	差引	差引
総務費		1,033,782	1,045,168	950,976	△ 82,806	△ 94,192
保険給付費	療養給付費	26,886,134	28,291,134	27,154,984	268,850	△ 1,136,150
	療養費	394,381	419,381	412,185	17,804	△ 7,196
	高額療養費	4,144,711	4,144,711	4,051,209	△ 93,502	△ 93,502
	高額介護合算療養費	11,120	11,120	4,952	△ 6,168	△ 6,168
	移送費	109	109	0	△ 109	△ 109
	審査支払手数料	85,330	85,330	84,304	△ 1,026	△ 1,026
	出産育児一時金	193,000	193,000	125,947	△ 67,053	△ 67,053
	葬祭費	33,900	33,900	27,850	△ 6,050	△ 6,050
	結核・精神医療付加金	36,149	36,149	35,291	△ 858	△ 858
	傷病手当金	10,000	10,000	2,545	△ 7,455	△ 7,455
	計	31,794,834	33,224,834	31,899,266	104,432	△ 1,325,568
国保事業費納付金	医療分	8,688,135	8,688,135	8,688,135	△ 0	△ 0
	支援金分	2,782,733	2,782,733	2,782,733	0	0
	介護分	1,088,908	1,088,908	1,088,907	△ 1	△ 1
	計	12,559,776	12,559,776	12,559,775	△ 1	△ 1
保健事業費		582,558	582,558	455,404	△ 127,154	△ 127,154
基金積立金		3,346	130,654	130,653	127,307	△ 1
諸支出金		146,778	382,555	351,159	204,381	△ 31,396
予備費		1,000	1,000	0	△ 1,000	△ 1,000
歳出合計		46,122,074	47,926,545	46,347,234	225,160	△ 1,579,311

歳入歳出差引	0	0	34,088
--------	---	---	--------

3 決算の推移

(単位：千円)

	R2決算	R3決算	R4決算	R5決算	R6予算
歳入合計	46,916,510	48,457,974	47,595,818	46,381,322	45,683,582
歳出合計	46,467,906	48,226,822	47,241,376	46,347,234	45,683,582
差 引	448,604	231,152	354,442	34,088	0

4 尼崎市国民健康保険事業基金 (設置：平成31年4月1日)

(1) 目的

平成30年度から保険料収入等により兵庫県に国保事業費納付金を納めることとなり、国保事業費納付金の納付に不足(保険料収納不足のリスク)が見込まれる場合などの補てん財源等として基金を活用し、国保財政の健全化を図るため、決算余剰金及び運用収入を積み立てる。

(2) 基金の処分

次のいずれかに該当する場合に限り、基金を処分することができる。

- ① 国保事業に要する経費の財源が不足する場合において、その不足を補うための財源に充てるとき。(赤字補てん)
- ② 保険料率が著しく増加することが見込まれる場合、その増加を緩和するための財源に充てるとき。(保険料上昇抑制)
- ③ 保健事業費の財源に充てるとき。
- ④ その他市長が認める経費の財源に充てるとき。

(3) 基金残高の推移について

(単位：千円)

	R3決算	R4決算	R5決算	R6見込
① 前年度からの繰越金	448,604	231,152	354,442	34,088
② 繰越金使途	448,604	231,152	354,442	34,088
退職被保険者に係る納付金分	0	0	0	0
保険料上昇抑制分	0	0	0	0
県支出金等の精算分(補正)	167,035	160,089	227,106	34,088
基金積立金(当初予算) A	0	0	0	0
基金積立金(補正予算) B	281,568	71,063	127,336	0
③ 基金積立金のうち財産収入分 C	6,761	9,007	3,317	7,221
④ 単年度収支	231,152	354,442	34,088	0
⑤ 翌年度への繰越金(形式収支) ①-②+④	231,152	354,442	34,088	0
⑥ 基金残高(最終予算) 前年度⑤+A+B+C	3,228,158	2,674,519	2,312,026	1,934,025
⑦ 基金処分見込み	633,708	493,146	385,222	464,622
退職被保険者に係る納付金分	2,128	0	0	0
保険料上昇抑制分	450,000	300,000	200,000	150,000
保険料収納不足分	0	0	20,000	0
一般減免分	181,580	193,146	165,222	126,888
保険給付費等交付金償還金分	0	0	0	187,734
⑧ 基金残高(決算) ⑥-⑦	2,594,450	2,181,373	1,926,804	1,469,403

以上